

宇都宮地方裁判所委員会（第3回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成16年7月7日（水）13：30～15：40

2 場所 宇都宮地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・50音順，敬称略）

東弘，板橋賢二，吉川文子，込山晴康，柴恵子，代田郁保，田中徹歩，中野哲弘，星野一，山崎順子

佐藤吉仁及び伴靖は，欠席

（庶務）

河原亮橘事務局長，金井孝夫事務局次長，長郷道明総務課長，本田千鶴総務課課長補佐，鈴木珠美総務課庶務係長

（説明者）

岩淵正樹裁判官，有賀貞博裁判官

（ゲストスピーカー）

栃木県立大田原女子高校 鈴木勝教諭

4 議事

(1) 委員長挨拶

(2) 新任委員等の自己紹介

(3) ゲストスピーカーの出席承認

(4) 意見交換等

(5) 次回の意見交換テーマについて

(6) 次回開催日について

5 配布資料

別紙1「配布資料等目録」のとおり

6 議事経過

- (1) 委員長挨拶
- (2) 新任委員等の自己紹介
- (3) ゲストスピーカーの出席承認

(委員全員)

ゲストスピーカーとして、栃木県立大田原女子高校教諭鈴木勝氏の出席を承認する。

- (4) 意見交換

意見交換テーマは、別紙2「意見交換事項」のとおり

「学校教育において、司法の役割等をどう教育していくべきか」及び「高校や大学に裁判官等が出向いて、法理論や実務の紹介の講義等をすべきではないか。」(意見交換事項1(1),(2)一括協議)

裁判員制度について、求められている参加意識と心情との間にギャップがあり、出来たら逃避したいと考えている。私が子供のころには司法に関する教育環境のようなものはなかったので、抵抗感は否定できない。これからの時代、若者に司法に関する教育環境を作らないと、制度は、絵に描いた餅になってしまう。将来を担う子供たちの世代への教育を学校に一方的に押しつけるのではなく、司法界からも色々なスキームを提示する必要があると思った。(委員)

私立大学では、数年前から高校への出張授業やオープンキャンパス等に高校生を参加させ、将来の進路決定へのヒントを与えるシステムをとっている。裁判所も実務的、具体的な話題について出張授業を行ったり、オープンキャンパスならぬオープンコートの日というようなものを設ければ効果的ではないか。ただし、その際、教育は押しついたり強制的になってはならない。(委員)

裁判所では、これまでも国民の皆様に対して司法制度、裁判制度、裁判所の仕組みや役割、裁判官の仕事などをよく理解していただくために、各種の取り組みを行ってきたが、司法制度改革審議会意見書を受け、司法制度改革推進計画において、そのための所要の措置を講ずることとされたことに伴い、これまで

以上に積極的に司法教育への取り組みを図っている。宇都宮地裁としての具体的な取り組みとしては、裁判官の講師派遣（裁判官による出前講義）、模擬裁判、裁判所見学・法廷傍聴及び広報用ビデオの貸し出し等を行っている。

は、司法に関心のある高校生等に対して、裁判所あるいは裁判官をより身近に感じていただくため、裁判官が学校等に直接出向き、予め質問事項等をいただいた上で、講演・質疑応答を行うものである。は、実際の法廷を利用して、裁判所が予め用意したシナリオに基づき、児童が裁判官役、検察官役、弁護人役に分かれて、具体的な刑事裁判手続を演じた上、終了後に裁判所から必要な説明を行うものがある。は、学校等の社会見学を目的とする団体を対象として、法廷、調停室等の庁舎内見学やビデオの上映、裁判の流れについての説明を行うものである。は、裁判制度等を分かりやすく理解してもらうために、学生、一般向けに最高裁でビデオを作成しており、裁判所見学、憲法週間行事等で上映している。また、学校等からの要望等があれば、貸し出しも行っている。

（庶務）

現在、栃木県立大田原女子高校1年生の副担任をしており、「現代社会」を教えている。今年の憲法週間行事の一環として、宇都宮地裁大田原支部から裁判傍聴のお誘いを受け、生徒から希望者を集ったところ、希望者は、1学年の半分にも達したが、法廷に入る人数の関係から、やむを得ず、総勢21名を選ぶことになった。生徒たちは、初めて手錠をされた被告人を目の当たりにし、びっくりした様子で静かに刑事裁判の流れを傍聴した。傍聴後、生徒たちから、テレビで見た裁判より迫力があつたとか、機会があればまた見たい、もっと多くの生徒が見られるようにローテーションを組んで見学ができないかとの意見が多かった。（ゲストスピーカー）

法教育研究会は、平成15年7月に法務省の司法法制部に設置された研究会で、我が国の学校教育等における司法等に関する学習機会を充実させるため、教育について調査等を行うことを目的として発足した。テーマは 我が国にお

ける法教育等の現状と問題点， 諸外国における法教育等の現状及び 我が国における法教育等の在り方の3つの柱がある。また， 検察庁ないし法務省の法教育の取組みとして， 移動教室プログラム， 出前教室プログラム及び 法曹三者で行っている刑事裁判傍聴プログラムがある。 及び の実績については，平成14年度は， について1件，平成15年度は について2件， について1件，平成16年度は要望は来ており，近々対応する予定である。そのほか，一般向け広報として，「法務省のしおり」や「うつのみやちほうけんさつちょうのしおり」を各プログラムの際に配布している。また， 検察庁では，犯罪発生から判決が出るまでの刑事事件の流れについて，スリ犯を目撃した小学生がその後の刑事手続にかかわっていくというドラマ仕立てのビデオを作成している。（委員）

栃木県弁護士会には，消費者問題委員会があり，講師を高校，大学へ派遣して消費者教育について講演している。最近，若い人をターゲットにした悪徳商法等で契約の勧誘をする事例が多いので，そういった観点で消費者教育活動を行っている。また，一般市民を対象にした「市民講座」を毎年2回，1回につき30名から40名，平成8年から平成15年3月まで，その時期に話題になったテーマを選定して行ってきた。また，法曹三者による裁判傍聴会を平成14年から行っているが，平成5年から13年までは弁護士会独自で毎年1回から2回裁判傍聴会を行ってきた。今後は，模擬裁判，消費者教育だけではなく，別の観点から取組み等も広げていく必要があると思っている。（委員）

大学の一般教養の「法学」の時間に裁判所のオープンコート，出前授業をやって貰えば，法学部生以外の学生にも司法を理解する大きな機会が与えられると思った。（委員）

高校の授業で，司法に関するものは1年生の「現代社会」以外はないのか。（委員）

高校での選択科目の中で司法に関するものとしては，「現代社会」の外，

「政治経済」がある。しかし、カリキュラムの関係で、「政治経済」を選択した場合、抱き合わせで「倫理」を取らなければならないことになっているので、受験生の負担を少しでも軽くしようとする、選択科目として、1科目で済む「現代社会」を選択させることが多くなっている。（ゲストスピーカー）

大田原女子高校は、社会に目を向けた活動に熱心な生徒が多いので、司法教育について、模擬裁判などの体験ができる時間もとれるのではないかと。（委員）

同校は進学校であり、上位学校への進学を希望するのが教諭の大きな仕事と考えているので、なかなかカリキュラムの中に取り込むのは難しいところもあると思われる。しかし、ロースクールが出来た関係もあるのか、最近、成績の良い生徒が法学部を狙う傾向にあり、それならば現代社会を履修している1年生のうちに、その方面の力を伸ばすのも我々の仕事と思い、今回の傍聴に参加した。（ゲストスピーカー）

刑事裁判は原則として公開しており誰でも傍聴できる。ある程度人数がまとまれば職員による説明等も可能であり、今後も、もし希望があるようであれば大田原支部に相談していただきたい。（委員長）

大学では4、5年前から一般教養を行わなくてもよくなり、多くの大学では、一般教養型から専門型に移行中であり、大学が司法教育をする場ではなくなってきたと思う。家庭教育、地域社会及び学校教育では、人間の善悪をきちんと考えさせていく意味での基本的な問題を教える場も話す場もなく、触らないうまく来たという感があるが、司法教育を家庭教育、学校教育の問題としてではなく、人間の善悪の判断ができる全般的な社会のしくみの中で考えていくことができるようになれば、大きな21世紀の社会作りの展望が見えてくると感じた。（委員）

小学校で校医をしており、子供に対する家庭教育にも関与しているが、現在、親自身が家庭教育を実践出来ないような現状にあるので、子供だけでなく親も含めた教育が出来れば良いと感じた。また、最近、医療事故の問題がクローズ

アップされてきており，医師として一生懸命やっても，うまくいかないと全て裁判になる傾向があるので，医学部生のときに司法教育を受けることが出来ればよいと感じた。（委員）

司法教育の理解が足りなかったと感じた。ただ，警察でも，非行少年の対応について，学校等に出かけて，非行防止講話を行い，生徒にルールの説明を行ったりしている。また，非行少年個々に少年の処遇を介してルールの説明を行っているので，間接的にでも司法教育を行っている訳であり，それ自体は間違っていないなと感じた。（委員）

教育というと，押しつけるイメージがあり，自ら学ぶという意味では「学習」という言葉がよいと思い，「司法学習」の方がよいのかなと思った。話を伺って，市民が，裁判所を含めた司法に関する広報的なものに触れる機会がいかに少ないかと考えさせられた。しかし，パブリシティの一貫として，司法も情報発信するとよいと感じた。裁判所は開かれた裁判所を目指していると聞いたが，一般の方は，裁判所の活動を知らないなので，行っている活動等について，市役所に情報提供をして頂けたら，市政記者クラブを通じて，一般市民に情報を提供することも可能である。（委員）

裁判所，検察庁及び弁護士会の取組みは分かったが，聞いてみると実際の応募が少ないことも分かった。社会のルール及び非行防止を考えたときに，学校の先生以外の方から直接話を聞くのは重要だと感じるので，教育委員会等と協議した上で，司法教育をもっと学校側から受け入れられるような動きもして頂くことが重要だと感じた。（委員）

裁判所は，一般の方が一生関わりたくない所かもしれない。もう少し，情報発信を積極的にやらないといけないと反省している。裁判官の出前講座についての応募があれば，可能な限り対応したいと考えている。（委員長）

裁判所が夏休みにオープンキャンパスをやっていただければ生徒たちの意識を高めるために見学を考えたい。（ゲストスピーカー）

イギリスにおける青少年司法委員会の実情（意見交換事項 1 (3)）

先日，ある国会議員から少年犯罪に対する対策として，イギリスでは青少年司法委員会という組織があり，「修復的司法」という手法を用いているという話を聞いた。日本では，少年事件は社会的に表に出ないで不完全燃焼しているような印象を受けていたので，びっくりした。（委員）

イングランド及びウェールズにおける修復的司法の代表的定義は，当該犯罪に関係する当事者が，犯罪の結果及びその将来における影響について，いかに対処するかを集団的に解決するプロセスである。このような修復的司法を体現する代表的な手法としては，フェイス・トゥ・フェイス・モデルあるいは「修復的カンファレンス」というものがある。これは，すべての関係当事者（被害者及び加害者の親族，友人を含む）が一堂に会し，対面式の会合を行うというものである。このカンファレンスは，そのために選抜され訓練されたファシリテーター（主宰者）の主導により行われ，何が起こったか，どんな損害が起こったか，それについて何を行うべきかを順次明らかにするという3つの段階により構成されている。通常，カンファレンスは，謝罪，補償及び将来の行動（例えば，薬物リハビリテーションプログラムへの参加）が含まれる。このような過程の中で，加害者は自らの責任について被害者に説明責任を負い，自分の家族や尊敬する人たちの前で恥ずかしいという気持ちを感じ，真の意味で心から謝りたいという気持ちを感じ，自らの行ったことを修復したいと思うようになると理解されている。（説明者）

裁判員制度について（意見交換事項 2 (1)，(2)）

先日，裁判員法が成立したこともあり，制度の概要を教えていただきたい。（委員）

別紙 1 中，(4)の「はじめまして裁判員制度」参照

刑事裁判を担当している裁判官としては，広範な事項について裁判官と裁判員の合議によって判断するとされていることから，いかに裁判員との合議を充

実したものとするかについて工夫を要するものと考えており、裁判官の側で工夫できる点はどのようなものかについて、検討を加えていきたいと考えている。もっとも、このような点は、裁判員候補者として呼び出された方が多く裁判所に足を運ばれ、適切に裁判員あるいは補充裁判員として選任されることが必須の前提であることはいうまでもなく、選任手続にあたる関係諸機関と裁判所との連携、裁判所における体制の整備も重要課題であろう。さらには、裁判員制度に関する理解と関心を高め、呼び出されることとなった場合スムーズに応じていただけるような素地を作っておくことがそもそもの第一歩といえるものと考えている。このように、裁判員制度のために要する準備は多岐にわたるのであるが、自分としては、刑事部裁判官の立場から刑事部の職員と共に地道かつ着実な準備を積み上げてゆくほかないと考えている。（説明者）

検察庁では、検察官及び検察事務官に対する教育をどうするかについて危機感がある。裁判員制度の対象事件が重大事件となると、記録は膨大になるし、連日開廷となると、複数の検察官が担当せざるを得ないことになる。しかし、裁判員制度の対象事件を審理している最中であっても、事件は次々に起きてくるものと考えられるが、それらの事件の捜査、公判運営をいかに手際よく、効率的に行うかという点も考えなければならない。

（委員）

弁護士としても、短期間に取り組まなければならないので、それなりの決意、態勢及び心構え等が必要で、今のやり方でよいのか検討しなければならない。これからは、言葉で説得する能力も試されるので、そのための研修が必要になると思われる。（委員）

捜査の段階においても、緻密な対応が今以上に求められるだろう。（委員）

企業人が裁判員になった場合の保障はあるのか。期間はどれ位かかるのか。裁判官と対等の議論を行い、判断をするためにはどういった環境でどのような勉強をすればよいのか。（委員）

報道機関としても、裁判員制度の導入に伴って対応が色々と議論されているところであり、慎重に対応したいと考えている。(委員)

法学的知識を持たずに調停委員になったが、調停委員になってからは、何度も研修に参加させてもらっている。裁判員は、抽選で選ばれるということだが、いわゆる素人がプロの裁判官と一緒に議論をするのであれば、そのための研修制度が必要だと思う。(委員)

基本的な手続については、プロの裁判官が一般人をある程度リードしてくれるものと考えており、我々に求められているのは、一般人の感覚としてそれをどう思うかということだと思うので、深刻には考えていない。民主主義において、国民として司法で関わっていくのはよいことだと思う。(委員)

労働審判制度についての説明(意見交換事項2(1))

本来的には、労働参審制の導入を求めていたが、労働審判制度についても一定の評価をしているところである。制度の概要について説明していただきたい。(委員)

別紙1中、(5)の「労働審判法の概要」参照

裁判所における個別労働関係事件についての簡易迅速な紛争解決制度として、裁判官1人と労働関係の専門的な知識経験を有する者(労働審判員)2人が、当該事件について審理し、調停による解決の見込みがある場合にはこれを試みつつ、合議により、権利義務関係を踏まえて事件の内容に即した解決案を定める制度である。(説明者)

個人のもめごとで労働審判が利用できる点で評価している。なお、審判員として労使が参加することになると思われるが、要請される人数が分かればありがたい。(委員)

まだ施行までに期間があり、今後検討されるものと思う。(委員長)

市民に対するアンケートの実施(意見交換事項2(3))

意見交換事項2(3)は、出題された委員の転勤に伴う退任により、出題趣旨

の説明を受けていないが，裁判所の考えの概略を説明したい。（委員長）

裁判所の運営について市民の意見を反映するためには，アンケートという方法も考え得る一つの方法であるとは思われる。しかし，裁判所の性質上，裁判手続が利害対立している当事者による利用が中心となっており，アンケートを実施した場合，どうしても敗訴当事者による裁判に対する不満等が殆どになる可能性は高いと考えられる。また，アンケートの実施については，対象・方法をどうするのかの面だけではなく，費用対効果の面についての検討が必要であり，今後更に検討させていきたい。（庶務）

前回，受付相談窓口の横の連携の必要性，市役所が実施している施設見学ツアーの中に裁判所を加えたいとの要望があったが，その後の状況について庶務から説明してもらいたい。（委員長）

関係機関相互の横の連携を図るものとして，本年5月19日，「配偶者暴力防止対策ネットワーク会議」が栃木県婦人相談所主催で開かれ，裁判所，県警本部，県や市の関係機関の担当者等総勢60人が参加した。裁判所としては，今後とも関係機関の連携のために，この種の機会があれば積極的に参加，説明をしていく予定である。また，市役所による施設めぐり事業については，以前から裁判所を対象とする見学ツアーが実施された例があり，今後も要望があればできる限り積極的に対応する予定である。（庶務）

(5) 次回の意見交換のテーマについて

次回の意見交換テーマについては，「裁判員制度に対する国民・県民の理解を得るための方策について」とすることは如何か。具体的には，まず，実際に現在の制度における刑事裁判を裁判員制度を念頭において傍聴していただき，その後の質疑応答を行った上で，今後の裁判員制度に関する効果的な広報活動の在り方その他について協議を行いたい。（委員長）

（委員了承）

前回と同様，今回の議事概要がまとめ次第，委員会通信を送付することに

なるが、その際、次回の意見交換のテーマに関連又は追加すべきテーマについて、具体的な意見交換事項を伺いたいと考えている。（委員長）

(6) 次回開催日について

次回は、平成16年11月17日（水）午後1時30分から4時30分まで（1時30分から2時30分までは事件傍聴、2時30分から4時30分までは意見交換）宇都宮地方裁判所会議室で開催したい。（委員長）

以上

(別紙 1)

平成 1 6 年 7 月 7 日

配布資料等目録

- (1) 宇都宮地方裁判所委員会委員名簿
- (2) 裁判官による出前講義 (パンフレット)
- (3) 修復的司法についての説明資料 (添付略)
- (4) はじめまして裁判員制度 (添付略)
- (5) 労働審判法案の概要 (添付略)

(1)

宇都宮地方裁判所委員会委員名簿

平成16.7.1現在

氏 名	役 職 等
夏 弘	宇都宮地方検察庁三宮検事
板橋 賢二	日本労働組合連合会栃木県連合会 (連合栃木) 事務局長
吉川 文子	宇都宮市役所総合政策部広域広域課課長
込山 晴雄	栃木県警察本部刑事部第36課課長 (刑事総務課長事務取扱)
松澤 吉仁	黒羽刑務所総務課長
梨 恵子	栃木県医師会常任理事
代田 保保	作新学院人学大学院経営学専攻専攻長
日中 敏彦	栃木県弁護士会所属 弁護士
中野 野弘	宇都宮地方裁判所長
伊 晴	(社)日本青年会議所関東地区栃木ブロック協議会会長
星野 一	下野新聞社社会部長
山崎 勉子	宇都宮家庭・地方・商品裁判所 調査委員

(五十音順)

(2)



裁判官が



あなたの学校で出前講義します

宇都宮地方裁判所では、高校生の皆様に、裁判所あるいは裁判官をより身近に感じていただくため、裁判官が学校に直接出向き、予め質問事項等をいただいた上、講義等を行う裁判官の出前講義を企画しました。

講義を希望する学校は下記の欄に記入していただき、

〒320-8505 宇都宮市小幡1-1-38 宇都宮地方裁判所事務局総務課庶務係 028-621-2111 (内線)2214

講義内容 : 裁判官の仕事、裁判制度など
(その他にも希望される講義内容があれば追加に応じます。)

講義時間 : 1時間
(日程については調整させていただくことが可能です。)

対象者 : 栃木県内の高等学校

経費 : 無料

申込方法 : 「[裁判官の出前講義申込書](#)」に、必要事項を丸めなく記入し、
申込先へ郵送する。

申込先 : 〒320-8505 宇都宮市小幡1-1-38
宇都宮地方裁判所事務局総務課庶務係
028-621-2111 (内線)2214



お待ちしております。

宇都宮地方裁判所



「葛物作の山前法儀」申込書

申 込 書	申込校名
	所在地
	電話番号
	FAX番号
統 一 補 助	(第一希望) 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 時 分まで
	(第二希望) 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 時 分まで
	(第三希望) 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 時 分まで
対 象 と 人 数	対象
	人数
希望の曜日等	

(3) 添付略

(4) 添付略

(5) 添付略

(別紙2)

平成16年7月7日

意見交換事項

宇都宮地方裁判所委員会

1 「司法教育」について

- (1) 学校教育において、司法の仕組み、役割等をどのように教育していくべきか(星野委員)。
- (2) 高校や大学に裁判官等が出向いて、法理論や実務の紹介の講義等をすべきではないか(山崎委員)。
- (3) イギリスでは、青少年司法委員会があり、「修復的司法」の手法で、少年犯罪が減少しているようである。その実情はどうなっているか。(板橋委員)。

2 その他

- (1) 司法制度改革としての裁判員制度、労働審判制度について説明されたい(板橋委員)。
- (2) いわゆる裁判員法が成立したが、裁判員となった国民の出頭を確保するために準備すべきことは何か(中野委員)。
- (3) 宇都宮市民に対し、裁判所についてのアンケートを実施したらどうか(用松委員・旧)。